



平成 26 年 5 月 15 日

各 位

会社名 東洋水産株式会社  
代表者名 代表取締役社長 小畑 一雄  
(コード番号：2875 東証第一部)  
問合せ先 総務部長 丸山 純一  
(TEL：03-3458-5035)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 26 年 6 月 27 日開催予定の第 66 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

社外取締役及び社外監査役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分発揮できるようにするため、会社法第 427 条第 1 項の規定により、定款第 26 条（社外取締役の責任限定契約）及び第 35 条（社外監査役の責任限定契約）の規定を新設するものであります。

なお、定款第 26 条（社外取締役の責任限定契約）の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

また、条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 26 年 6 月 27 日（金）

定款変更の効力発生日

平成 26 年 6 月 27 日（金）

以 上

(別紙)

< 定款変更の内容 >

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条 ~ 第 25 条 (条文省略)  (新設)	第 1 条 ~ 第 25 条 (現行どおり)  <u>(社外取締役の責任限定契約)</u> 第 26 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の 規定により、社外取締役との間に、 同法第 423 条第 1 項の賠償責任に 関し、法の定める最低責任限度額を 限度とする契約を締結することが できる。
第 26 条 ~ 第 33 条 (条文省略)  (新設)	第 27 条 ~ 第 34 条 (現行どおり)  <u>(社外監査役の責任限定契約)</u> 第 35 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の 規定により、社外監査役との間に、 同法第 423 条第 1 項の賠償責任に 関し、法の定める最低責任限度額を 限度とする契約を締結することが できる。
第 34 条 ~ 第 35 条 (条文省略)	第 36 条 ~ 第 37 条 (現行どおり)